

秩父別町公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名

秩父別町公共施設照明LED化事業

2. 趣旨

この実施要領は、秩父別町（以下「町」という。）が所有する複数の公共施設に設置されている照明器具について、リース手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率のLED照明器具に改修するにあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

3. 実施概要

(1) 事業内容

- ① 設備導入に関する現地調査、施工、施工監理及び関連業務
- ② リース期間中における設備の維持管理業務

(2) 対象施設及び導入設備等

秩父別町公共施設照明LED化事業仕様書のとおり

(3) 事業スケジュール

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりである。尚、契約候補者との協議により変更することがある。

- ① 設備導入工事期間：契約締結日から令和3年3月20日まで
- ② 事業実績報告：令和3年3月20日まで
- ③ リース期間：契約施設毎の工事終了の翌月から10年間（120か月）

(4) 提案限度額

リース料金：34,073,000円/120ヶ月（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

(5) 留意事項

提案限度額は契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではなく、市場価格等の変動を踏まえ、契約候補者と協議の上決定するものである。

4. 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、次の業務で協力会社を構成して応募するものとする。
ただし、1者でア～エの複数の業務を兼ねることは差し支えない。
ア. 機器をリース及び管理する業務

- イ. 機器を製造・販売する業務
- ウ. 工事を実施する業務
- エ. その他、業務遂行上必要な業務

②応募者の代表者は、機器をリース及び管理する業者とする。

その代表者が町との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。

③応募者は、構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

④設備導入工事については、町内電気工事業者を活用し、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

⑤応募者の代表者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、契約候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとし、構成員がこれらの要件を満たすこととする。

①北海道内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。

②応募者は、本提案募集の内容を十分に遂行できるものであること。

③応募者（共同企業体の場合は代表者）は、下記のいずれかに該当する者。

ア. 民間企業

イ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ウ. 法律により直接設立された法人

④応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

⑤リース期間中（10年間）、維持管理を行うことができ、部品供給や代替照明器具の供給ができること。

⑥平成31年度・令和2年度秩父別町入札参加資格名簿に登録されていること。登録がされていない場合は、提案書の参加表明受付期限までに登録できること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者又は構成員になることはできない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

②実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、町が措置する指名停止の処分を受けている者。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。

④民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始申立てを

している者。

⑥納めるべき税金を滞納している者。

5. 事業の募集スケジュール

(1) 日程 (予定)

項 目	日 程
プロポーザル公募開始 (町HP掲載)	令和2年5月 1日 (金) から
参加表明受付期限	令和2年5月 1日 (金) から 令和2年5月15日 (金) まで
質問提出期限	令和2年5月 1日 (金) から 令和2年5月15日 (金) まで
提案書の提出期限	令和2年5月25日 (月) まで
プレゼンテーション実施 (予定)	令和2年5月29日 (金)
契約候補者の選定	令和2年6月上旬
審査結果公表	令和2年6月上旬
詳細協議 ※1	令和2年6月上旬
契約事業者の選定 ※2	令和2年6月上旬

※1 契約候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議をすすめるものとする。

※2 契約候補者は、町との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、契約候補者又は次点候補者の負担とする。

(2) 仕様書等の入手方法及び閲覧場所

町ホームページからダウンロード又は秩父別町総務課において閲覧

(3) 質問

①質問方法

電子メール及びFAXで提出すること。

電子メールの件名は、「【質問書】(参加資格又は提案書) 秩父別町公共施設照明LED化事業 (企業名)」とすること。

②提出先

本要領の11に記載する担当部署

③質問受付期間

令和2年5月15日 (金) まで

(ただし、受信確認は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)

④質問への回答

随時、電子メール又はFAXで回答する。

なお、提案書に関する質問は、秩父別町ホームページに回答を掲載(質問者名は除く)し、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。

本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。

6. 参加表明書及び提案書の提出について

応募者又は応募者の構成員は、以下のア～カの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを7部(正本1部、副本6部)提出すること。

(1) 参加表明書

①提出書類

ア. 参加申込書【様式1】(構成企業体の代表者名)

イ. 構成企業届【様式2】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ. 各構成員企業概要【様式3】(リース会社・器具メーカーのみ)

会社名、代表者名、所在地、電話番号、資本金、従業員数、設立年、事業内容、その他を記載すること。

エ. 業務実績報告書【様式4】(リース会社・器具メーカーのみ)

主要な業務の経歴を記載すること。

オ. 主要構成員(リース会社・器具メーカーのみ)

a 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3ヶ月以内の商業登記簿謄本の写し

b 各社の定款又は寄付行為状況

c 各社の経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)

d 各社の業務内容が分かるパンフレット等

e 各社の直近1年間の納税証明書の写し

国税:法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則法施行規則別紙第8号様式その3の3

f 各社の委任状(支店・営業所の長に契約締結等の権限委任の場合)

g 印鑑証明書(受付日前3ヶ月以内に発行されたもの)の写し

カ. 町内電気工事業者が事業参加及び提案内容について了承した旨の同意書

②提出期限

令和2年5月15日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)

(2) 提案書

①提案書【様式5】及び次の書類

- ア. 事業実施方針(任意様式)
- イ. 公共施設照明LED導入計画及び維持管理に関する提案(任意様式)
- ウ. LED機器に関する提案(任意様式)
- エ. 事業工程表(任意様式)
- オ. 事業費積算書【様式6】

提案にあたり、本事業で使用する機器については、公共施設の照明設置状況を理解した上で、場所ごとに必要となる明るさを確保できる器具を選定し、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容等について、A4版で記載すること。

また、オ. 事業費積算書の作成にあたっては、照明器具の数量は別添「秩父別町公共施設照明LED化事業対象施設 既設照明器具数量」によるものとし、その他本町に備える図面等を参照の上、高所作業費、廃棄物処分料、リース等、必要な経費の一切を見込むこと。

②提出期限

令和2年5月25日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)

(3) 作成要領

- ①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
- ②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

(4) 提出方法

持参又は郵送

(郵送の場合は、配達確認ができるもので令和2年5月25日午後5時15分必着)

(5) 提出先

本要領の11に記載する担当部署

(6) 参加を辞退する場合

応募者が参加を辞退する場合は、令和2年5月25日までに辞退届(任意様式)を提出すること。

7. 選考方法

(1) 評価について

評価については、提出された企画提案書をもとに秩父別町公共施設照明LED化事業

公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて総合的に評価し、契約候補者及び次点候補者を選定する。

（２）評価基準

評価は、企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、以下の項目に基づき採点を行うものとする。

評価項目	評価事項	配点
①事業者の概要	・事業者の姿勢 ・類似業務の実績、業務を円滑に遂行できる体制・経営基盤	10
②業務全般	・提案の独自性、優位性	10
③電力消費量に関する考え方	・電力消費量及びCO2排出量の削減効果 ・施設毎の使用機器の妥当性、優位性（性能・品質など）	20
④機器納品方法	・多数の機器を納品するに当たっての円滑かつ確実な方法	10
⑤維持管理等	・機器貸与後の維持管理体制及び譲渡後に係る費用面での負担軽減への寄与	20
⑥業務工程	・的確な業務工程及びスケジュール管理	10
⑦プレゼン・ヒアリング	・説明、質問に対する受け答えの的確性、説得力	10
⑧その他	・提案内容に対して見積金額の適正度合	10
合計		100

（３）書類審査は、参加表明書及び提案書を用いて審査を行う。

（４）プレゼンテーションの実施

- ①選定委員会において、提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。
- ②プレゼンテーションの日程は、令和2年5月29日（金）を予定とし、時間及び場所については、提案者への電子メールで通知する。
- ③プレゼンテーションの方法は、選定委員に対して提案説明（30分以内）、選定委員から提案者への質疑と応答（30分程度）を提案者ごとに行う。
- ④プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡をすること。
- ⑤参加申込が1件の場合等、選定委員会がプレゼンテーションの実施を必要としないと認めたときは、プレゼンテーションは行わず、書類審査のみで選定することがある。

（５）選考結果

選考結果については、選考後速やかに応募者全員に直接文章で通知する。また、町ホームページにて、契約候補者及び次点候補者名を発表する。

電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

8. 契約締結

町と契約候補者の協議が整ったときは、提出された提案書等に基づき、仕様及び予定価格を設定し、随意契約により契約するものとし、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによる。

9. リース期間終了時の取り扱い

リース期間終了後、契約事業者の設置した設備の所有権は、町に無償（手続きに係る費用も含む）で譲渡することとする。

10. 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

①費用負担

応募に関する全ての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

②提出書類の取り扱い

ア. 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ. 提出書類は返却しない。

ウ. 町は、参加者に無断で秩父別町公共施設照明LED化事業以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはない。

ただし、秩父別町情報公開条例により、第三者から情報公開の請求があった場合は、提出された書類を公開する場合がある。

③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④町からの提供書類の取り扱い

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

⑥器具メーカー及び電気事業者は、複数の応募者の構成員になることを妨げない。

⑦構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表事業者以外の構成員の変更の場合は、町と協議を行い、町がこれを認めたときはこの限りではない。なお、この場合でも参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしているものとする。

⑧提出書類について

町の指示によらない提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。

⑨提出期限の問い合わせには応じない。

⑩郵便、電子メール等の通信事故については、町は一切の責任を負わない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

①次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては指名停止処分とする。

ア. 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合。

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ウ. 本実施要領に違反すると認められた場合。

エ. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の公正な進行を妨げた場合。

オ. 公共施設照明LED化事業の見積金額が提案上限を超えている場合。

②必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

①誠実な業務遂行

ア. 契約事業者は、実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、町との間で誠意をもって協議すること。

ウ. 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

②事業契約期間中の事業者との関わり

契約事業者は、事業者の責により事業を遂行する。町は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 契約事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、町は契約事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、契約事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、町は、契約事業者との契約を解除することができるものとする。

イ. 契約事業者が倒産し、又は契約事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、町は契約事業者との契約を解除することができる。

ウ. 上のア又はイにより契約を解除した場合には、契約事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

エ. 不可抗力その他、町又は契約事業者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と契約事業者は、事業継続の可否について協議する。

11. 担当部署（問合せ先）

秩父別町総務課総務グループ

住 所：〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地

電話番号：0164-33-2111

F A X : 0164-33-3466

E-Mail : soumuka@chippubetsu.jp